

母子手帳・妊婦健診受診券について

vol.9年報/2014.11.1発行



妊娠おめでとうございます。
母子手帳と妊婦健診受診券についてご説明します。



母子手帳はいつ、もらうのですか？

予定日が決まったら、お住まいの役所へ。一緒に「妊婦健診受診券」も、もらえます。



受診券は、いつから使えますか？

妊婦初期検査の採血時から、使えます。また、妊婦健診、及び28週頃に行う採血・GBS検査等にもお使いいただけます。



他府県の場合は・・・？

窓口で全額お支払いいただき、後日お住まいの役所で払い戻しをしてください。(償還払い)
市町村によって方法が異なりますので、役所へお問い合わせください。



受診券が余ったら・・・？

払い戻し出来ません。また、さかのぼってのご使用も出来ません。



重要です！



他市へお引越しされたら・・・

転居先では、今までの受診券は使えません。
今までの受診券を転居先の役所へお持ちいただき、新しい受診券と交換してください。

保険証が変わったら・・・

変わる事が分かった時点で、受付へお申し出ください。
切り替え中で保険証がお手元にない場合は、一旦10割でお支払いください。後日、新しい保険証と領収書をお持ちいただければ返金させていただきます。

※但し、保険証の開始日が有効な場合にのみ、返金は可能です。
3割～1割負担は2年間、医療証などの公費は受診当月に限りです。

ご住所・保険証が変わったら・・・
速やかに、受付へお申し出ください。